

## 第 27 回 岩手県景観形成審議会

令和 4 年 10 月 21 日 (金) 13:30～15:00  
盛岡市勤労福祉会館 4 階 401・402 会議室

### 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会長の選出について

資料 1

(2) 審査部会委員の選任について

資料 2

(3) 諮問事項

議案第 1 号 屋外広告物条例施行規則の一部改正 (案) について 資料 3

(4) その他

4 閉会

## 第27回岩手県景観形成審議会出席者名簿

(任期 R3.10.2～R5.10.1)

R4.10.21現在

委 員	摘 要	出席
いがらし のぶよ 五十嵐 のぶ代	(一社) 岩手県PTA連合会 相談役	○
おお たき ひで とも 大 瀧 英 知	NPO法人いわて景観まちづくりセンター理事	○
お だ ゆう じ 小 田 祐 士	野田村長	○
かつ べ けい じ 勝 部 敬 次	(一社) 岩手県建築士会まちづくり委員会委員	○
か とう ゆう こ 加 藤 祐 子	盛岡スコール高等学校教諭 (画家)	○
かわ むら ひさ こ 川 村 久 子	Color Studio川村工房 (色彩心理士)	○
くま がい つね まさ 熊 谷 常 正	盛岡大学文学部名誉教授	○
くら なり じゅん 倉 成 淳	奥州市長	—
ふるやま ひでのり (代理 古山 英範)	(奥州市都市整備部長)	○
くら もと たけ じゅ 倉 本 武 樹	岩手県屋外広告美術業協同組合理事	○
こん の ゆう こ 昆 野 裕 子	J A岩手県女性組織協議会 監事	—
ささき ゆうこ 佐々木 祐 子	岩手県商工会議所女性会連合会会長	○
さわ だ しげる 沢 田 茂	いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社 経営支援部シニアマネージャー	○
ほそごえ くみこ 細 越 久美子	岩手県立大学社会福祉学部准教授	○
みなみ まさ あき 南 正 昭	岩手大学理工学部教授	○
み やけ さとし 三 宅 諭	岩手大学農学部教授	○
もり あい とし こ 盛 合 敏 子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	—
16名		14

## 岩手県景観形成審議会の概要

## 1 根拠

岩手の景観の保全と創造に関する条例 第 25 条

## 2 審議事項

- (1) 景観形成及び屋外広告物行政に関する知事からの諮問に答申すること
- (2) 岩手の景観形成に関する重要事項について知事に意見を述べること
- (3) 屋外広告物に関する重要事項について知事に意見を述べること

**岩手の景観の保全と創造に関する条例(抜粋)**

## 第4章 岩手県景観形成審議会

## (設置)

第 25 条 県土の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、屋外広告物条例(昭和 46 年岩手県条例第 44 号)によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

3 審議会は、県土の良好な景観の形成並びに屋外広告物条例第2条第2項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

## (組織)

第 26 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 屋外広告物条例第2条第2項に規定する屋外広告業を営む者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 27 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## **屋外広告物条例(抜粋)**

(審議会への諮問)

第 16 条の2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- (2) 第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第5条第4項第2号、第6条第3項第2号並びに第7条第1項第3号、第5号、第7

号、及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(審議会への諮問)

第16条の7 知事は、第16条の3第1項の規定に基づく指定をし、若しくはその指定の解除若しくは変更しようとするときは、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

## 岩手の景観の保全と創造に関する条例第 29 条第 1 項の規定に基づく部会の設置について

### 1 趣旨

景観法は一定規模の建築物等の建築等を行う場合に届出の義務を課しており、この届出について、景観計画に定められた行為の制限に適合しない場合は、知事は設計変更その他の必要な措置を勧告することが出来る。

しかし、この勧告は、届出があった日から 30 日以内にしなければならない。  
(景観法第 16 条第 4 項)

このような、より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するため、審議会委員の中からさらに人数を絞った部会による議決を審議会の議決とすることができるよう審査部会を設置するもの。

### 2 審査部会の運営について

岩手県景観形成審議会部会運営規程を制定し、審査部会の審議事項、議決事項、庶務等、運営に必要な事項について、定めることとした。(別紙 1)

### 3 審査部会の構成

より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するという趣旨から、5 名以内の委員で構成することとしたい。

(選任の考え方)

構成は、専門的知識を有する者(学識経験者。自然景観、都市工学、福祉、デザイン、芸術、歴史文化、地域計画など)を中心に概ね 5 人程度とする予定

岩手県景観形成審議会部会運営規程

(平成 23 年 3 月 16 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号、以下「条例」という。）第 29 条の規定により、岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 29 条第 1 項の規定により、審議会に審査部会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

3 審査部会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 16 条第 3 項の規定に基づく知事の勧告に関する事項

(2) 法第 17 条第 1 項又は法第 17 条第 5 項の規定の規定に基づく知事の措置命令に関する事項

(審議会への報告)

第 3 条 前条第 3 項の事項は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(部会の庶務)

第 4 条 部会の庶務は、都市計画課において処理する。

2 第 2 条 2 項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

審査部会の審議及び議決事項

条項	内 容
第2条第3項第1号	景観計画区域内の届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告すること(条例第8条)
第2条第3項第2号	1 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対して、設計の変更その他必要な措置を命ずること(条例第11条) 2 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、原状回復または、代わるべき必要な措置を命ずること(条例第11条)

議案第 1 号

屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

標記について、岩手県知事から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

令和 4 年 10 月 21 日

岩手県景観形成審議会会長

都 第 175 号  
令和 4 年 10 月 7 日

岩手県景観形成審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号）第 25 条第 3 項の規定により、屋外広告物条例第 2 条第 2 項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項として、屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について、次のように貴審議会に付議します。

## 屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

### 1 屋外広告物制度の概要

屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的としています。

屋外広告物条例では、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持、屋外広告業に関し必要な事項を定めています。

屋外広告物条例施行規則では、屋外広告物条例の実施に関し必要な事項を定めています。

岩手県では、これら法令に基づき、屋外広告物に対する規制や、屋外広告業の適正化のため指導等を行っています。

### 2 改正の背景及び趣旨

近年のまちづくりにおいては、より安全な場所に、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導することにより、持続可能なまちづくりを実現していくことが目標とされています。

居住機能や都市機能の誘導においては、高度利用地区における市街地再開発事業の活用や用途地域における容積率の緩和措置が用いられることで、より一層の建築物の高層化が進められる状況になりつつあります。

一方、現行の屋外広告物規制では、建築物を利用して掲出される屋外広告物において、設置高の上限が設けられているため、今後、高層化する建築物の一部については、利用上の支障が生じる状況となっています。

このことから、これまで同様、良好な景観の保全に十分に配慮しつつも、近年のまちづくりとの調和がとれた規制となるよう、屋外広告物条例施行規則の一部改正をしようとするものです。

### 3 改正内容

第3種市街地景観地区（特別地域を含む）において、建築物利用広告物（広告板）の地上からの高さ制限を緩和（撤廃）するものです。

### 4 施行日

令和5年1月1日（予定）

屋外広告物条例施行規則改正案

改正前	改正後																																														
<p>別表第2（第5条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">第1種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 区</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>第3種特別市</td> <td>(1)・(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>街地景観地区</td> <td>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)～(7) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別表第3（第5条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">第2種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 区</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>第3種特別市</td> <td>(1)・(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>街地景観地区</td> <td>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)～(6) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別表第8（第5条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">第3種市街地景観地区許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(4)～(6) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	地 区	基 準	[略]		第3種特別市	(1)・(2) [略]	街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。		(4)～(7) [略]	地 区	基 準	[略]		第3種特別市	(1)・(2) [略]	街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。		(4)～(6) [略]	(1)・(2) [略]	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。	(4)～(6) [略]	<p>別表第2（第5条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">第1種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 区</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>第3種特別市</td> <td>(1)・(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>街地景観地区</td> <td>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。<u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)～(7) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別表第3（第5条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">第2種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 区</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>第3種特別市</td> <td>(1)・(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>街地景観地区</td> <td>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。<u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)～(6) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別表第8（第5条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">第3種市街地景観地区許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。<u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u></td> </tr> <tr> <td>(4)～(6) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	地 区	基 準	[略]		第3種特別市	(1)・(2) [略]	街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u>		(4)～(7) [略]	地 区	基 準	[略]		第3種特別市	(1)・(2) [略]	街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u>		(4)～(6) [略]	(1)・(2) [略]	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u>	(4)～(6) [略]
地 区	基 準																																														
[略]																																															
第3種特別市	(1)・(2) [略]																																														
街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。																																														
	(4)～(7) [略]																																														
地 区	基 準																																														
[略]																																															
第3種特別市	(1)・(2) [略]																																														
街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。																																														
	(4)～(6) [略]																																														
(1)・(2) [略]																																															
(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。																																															
(4)～(6) [略]																																															
地 区	基 準																																														
[略]																																															
第3種特別市	(1)・(2) [略]																																														
街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u>																																														
	(4)～(7) [略]																																														
地 区	基 準																																														
[略]																																															
第3種特別市	(1)・(2) [略]																																														
街地景観地区	(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u>																																														
	(4)～(6) [略]																																														
(1)・(2) [略]																																															
(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、広告板であるものについては、この限りでない。</u>																																															
(4)～(6) [略]																																															
備考 改正部分は、下線の部分である。																																															